

小委員会の設置について(案)

1 小委員会の設置趣旨

札幌市住まいの協議会設置要綱(以下、「要綱」という。)第6条により、協議会には特定事項を調査審議するための委員会を置くことができることとなっている。

今回の諮問では、札幌市住宅基本計画の策定に向けて、これからの住宅政策のあり方全般について議論の対象としているが、住宅政策の対象や性質から民間住宅に関することと市営住宅に関することの大きく2つに分けられるため、具体的なテーマごとにより詳細な議論を行うことを目的として、それぞれについて小委員会を設置し、ご審議いただきたい。

なお、小委員会の審議結果は、協議会で報告することとなっている。また、小委員会の委員長及び委員は、要綱第6条により、協議会の委員のうちから会長が指名することとなっている。

2 小委員会(案)

以下の2つの小委員会を設置する。

(1) 民間住宅小委員会

民間住宅及び民間住宅を活用した公的賃貸住宅における住宅確保要配慮者への対応、民間住宅の質の向上のあり方、適正な維持管理のあり方、住宅に関する情報提供のあり方について集中的に審議を行う。

(2) 市営住宅小委員会

市営住宅における住宅確保要配慮者への対応、市営住宅の管理戸数のあり方、維持修繕・建て替えのあり方、公平かつ的確な供給のあり方について集中的に審議を行う。